

兵庫県港湾施設管理条例施行規則 (昭和36年5月1日規則第49号)

最終改正:令和3年3月31日規則第10号

改正内容:令和3年3月31日規則第10号 [令和3年4月1日]

別表第4 (第11条関係)

区分	料率	金額			
		甲地	乙地	丙地	
電柱その他これに類するもの	第1種電柱	1本につき 1年	2,200円	1,000円	770円
	第2種電柱	1本につき 1年	3,400円	1,600円	1,200円
	第3種電柱	1本につき 1年	4,700円	2,200円	1,600円
	第1種電話柱	1本につき 1年	2,000円	930円	690円
	第2種電話柱	1本につき 1年	3,200円	1,500円	1,100円
	第3種電話柱	1本につき 1年	4,500円	2,100円	1,500円
	共架電線その他上空に設ける線類	1メートルにつき 1年	20円	10円	7円
	送電塔	1平方メートルにつき 1年	3,100円	1,400円	1,100円
水管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	外径が0.1メートル未満のもの	1メートルにつき 1年	100円	48円	36円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	1メートルにつき 1年	150円	72円	53円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	1メートルにつき 1年	200円	95円	71円
	外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの	1メートルにつき 1年	410円	190円	140円
	外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの	1メートルにつき 1年	1,000円	480円	360円
	外径が1メートル以上のもの	1メートルにつき 1年	2,000円	950円	710円
公衆電話所	1個につき 1年	3,100円	1,400円	1,100円	
看板	1平方メートルにつき 1年	26,000円	4,400円	1,100円	
標識	1本につき 1年	2,500円	1,100円	850円	

- 備考 1 甲地とは、尼崎市、西宮市及び芦屋市の区域をいう。
 2 乙地とは、姫路市、明石市、洲本市、相生市、豊岡市、加古川市、たつの市、赤穂市、高砂市、南あわじ市及び淡路市の区域をいう。
 3 丙地とは、甲地及び乙地以外の区域をいう。
 4 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち当該電柱を設置する者が設置する3条以下の電線を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち当該電柱を設置する者が設置する4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち当該電柱を設置する者が設置する6条以上の電線を支持するものをいう。
 5 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち当該電話柱を設置する者が設置する3条以下の電線を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち当該電話柱を設置する者が設置する4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち当該電話柱を設置する者が設置する6条以上の電線を支持するものをいう。
 6 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいう。